

鹿屋市告示第 332 号

鹿屋市補助金等交付規則第 3 条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定めた。

令和 8 年 7 月 3 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 7 月 3 日 決 裁

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 コミュニティ助成事業の項補助対象経費の欄中「及び地域防災組織育成に
要する経費」を「、地域防災組織育成に要する経費及び地域国際化推進に要する経
費」に改める。

附 則

この告示は、令和8年7月3日から施行する。